

令和4年2月から南部町の

確定申告会場では **利用者識別番号が必要** になります !!

南部町の申告会場では、これまで、所得税の確定申告書を「紙」で作成し税務署へ提出していましたが、令和4年2月からは、確定申告書を「電子データ」で税務署へ送信する方法に変更します。

これに伴い、南部町の申告会場で確定申告を行う場合には、国税庁の発行する『利用者識別番号』の取得が必要となりますので、下記の方法で必ず事前取得をお願いします。

《事前取得の方法》 同封の『利用者識別番号の発行依頼受付票』を記入のうえ、米子税務署宛にご返送ください。

《提出期限》 令和3年10月25日(月) (消印有効)

- ◆この受付票を提出されると後日、米子税務署から「利用者識別番号の通知」が郵送されます。町の申告会場をご利用される際には必ず「利用者識別番号の通知」をご持参ください。

<電子データによる送信の目的>

e-Tax（電子申告）になるので、還付金受け取りまでの期間が短くなります！

町の申告会場から米子税務署への確定申告書の引き渡しが、「紙」ではなくなるため、個人情報管理が、より安全になります。

【お問い合わせ先】

米子税務署個人課税第一部門
南部町役場税務課

57-3338（直通）
66-4802

<裏面にQ&Aがあります→>

利用者識別番号についてのQ&A

Q 1 : この番号は「マイナンバー」とは違うのですか？

A 1 : はい。マイナンバーとは別のものです。令和4年2月からの南部町の申告会場ではこの「利用者識別番号(16ケタ)」が必要となります。
なお、「利用者識別番号(16ケタ)」はご自身で、所得税(消費税)の電子申告(e-Tax)をする際にも必要です。

Q 2 : なぜ事前取得が必要なのですか？

A 2 : 申告期間中にこの『利用者識別番号』を取得する場合、会場でお待たせする時間が長くなってしまいますので、このたび事前取得のご案内をしています。

Q 3 : この「利用者識別番号」を取得しない場合、どうなりますか？

A 3 : 南部町の申告会場では対応できませんので、ご自身で確定申告書を作成し、米子税務署に提出してください。

Q 4 : この申請書のお知らせは、どんな対象者に送付されているのですか？

A 4 : 令和2年分所得税の確定申告書を、南部町の申告会場を経由して米子税務署へ提出された方にご案内をしています。

Q 5 : データ送信は、安全なのですか？

A 5 : データは、国税庁と南部町(自治体)の間でのみ、送受信されます。このとき利用される回線はL GWAN(総合行政ネットワーク)という行政専用の回線です。皆様が日常利用されるインターネット回線とは別の回線であり、安全が保たれています。

◆ご自身の スマホ や パソコン での e-Tax(電子申告)にご興味のある方へ◆

南部町の申告会場に来られることなく、ご自身のスマホやパソコンでの e-Tax(電子申告)による申告に興味のある方は、直接、米子税務署へご連絡してください。

【お問い合わせ先】

米子税務署個人課税第一部門 0859-57-3338 (直通)

受付時間：平日 8:30~17:00